



1月9日（金）開催 新春交歓会を開催します

町では、新しい一年を迎えるにあたり、町民の皆さんがあつたに会して輝かしい「西会津町」の未来を語り合い、互いの親睦を深めることを目的に「新春交歓会」を開催します。ぜひご参加ください。

- ◆開催日 令和8年1月9日（金）
- ◆会場 公民館大ホール
- ◆申込期限 12月19日（金）
- ◆会費 1人2000円（当日にご持参ください）
- ◆申込方法 申込用紙は町役場または町公民館・新郷連絡所、奥川みらい交流館にあります。必要事項を記入の上、期限までに申し込みください。

＜申込・問い合わせ先＞ 町公民館 ☎ 45-3244



町長コラム

その46



そんな中で、2つ嬉しいことがあった。
1つは、令和5年7月から湯湯管の破損により沸かし湯で、ご迷惑をかけておりましたロータスインの新しい源泉がさまざまな検査の結果、全ての項目に異常なしの判定を受け、去る10月4日に温泉を再開できることである。今、町内外の利用者の皆さんに喜んでいただいている、ホッとしている。
2つ目は、野生鳥獣肉（ジビエ肉）の活用に向けた準備作業として、「第1回西会津ジビエ利活用検討会」を開催できたことである。検討会のメンバーは、獣友会・町内の飲食店・商工会・観光交流協会などの関係団体に、アドバイザーとして日本ジビエ振興協会・オブザーバーとして東北農政局および福島県生活環境部・会津地方振興局、会津農林事務所や会津保健所の担当者、総勢31人の出席によりスタートした。
その目的は、平成23年3月に発生した東日本大震災による原発事故の影響により、福島県内全域に出荷制限が課されているジビエ肉を町の資源として利活用し、地域振興を図るために出荷制限の解除と特産品としての可能性について検討し、その実現を目指している。

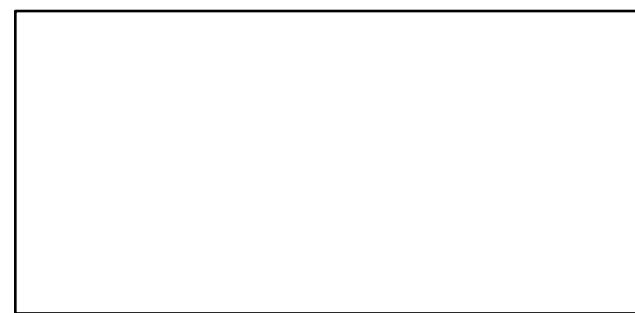
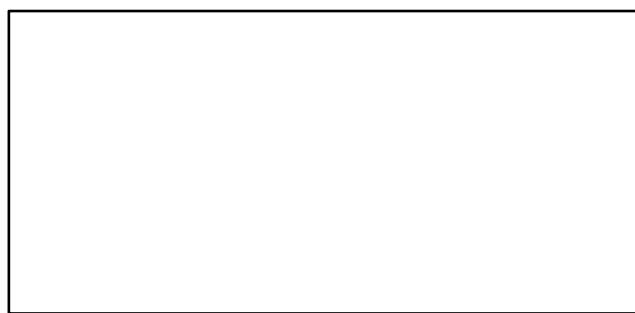
検討会では、野生鳥獣の捕獲状況やジビエの利用状況の報告があり、実際に3種類の肉（クマ・イノシシ・シカ）やソーセージ、ステーキなどを試食し、ジビエ肉に対する理解を深めるとともに、今後に向けての取り組みを理解していただいた。

また、先日開催した文化と産業祭（ふるさとまつり）には、町民の皆さんにジビエ肉を食べていただきため、岩手県大槌町からキッチンカーで応援いただくなど目的の達成に向け大きく前進した。ジビエ肉が注目されている今、利活用の早期実現に向け全力で取り組んでいく。

西会津町長

薄
友
喜

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。



さすけねえ輪の健康づくりを視察 内堀雅雄県知事が来庁

10月21日、内堀雅雄福島県知事が来庁し、町の健康づくり事業について視察しました。

当時は、あいばせ体操・健康運動推進員の皆さん「さすけねえ輪音頭」を披露し、曲の途中から内堀知事も一緒に体を動かすなど笑顔で体操をしました。内堀知事は、「さすけねえ輪音頭は、曲も歌詞も踊りも西会津オリジナルで、とてもすてきな体操です。私も、さすけねえ輪を西会津から県全体に広げていけるように頑張ります」と話しました。



町の顔として、魅力を発信します！

5代目「にしあいづ観光クルー」が決定

10月21日、新たに決まった5代目「にしあいづ観光クルー」の3人とにしあいづ観光交流協会の清水幹久会長が、就任のあいさつのため町役場を訪れました。

今回就任した西道紗恵さん、落合悠さん、宇内将仁さんは薄町長にあいさつし、観光クルーとしての抱負や意気込みを語りました。3人の任期は令和10年3月31日までです。西会津町の顔としてPR活動を行い、魅力を広く発信していきます。



▲写真左から清水会長、西道さん、落合さん、宇内さん、薄町長

就学前の子どもを持つ保護者の皆さんへ 令和8年度こゆりこども園の入園申込を受け付けます

町の認定こども園「西会津町こゆりこども園」では、来年4月からの入園申込を受け付けています。※現在「こゆりこども園」を利用している園児については、園を通してお知らせします。

新たにこども園を利用するには、子どもの年齢と保育を必要とする理由や保育の必要量を判断するために町の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。また、入園判定については、保育の必要性や家庭の状況などを踏まえて町が判定し、その結果については後日お知らせします。

◀町の子育て応援サイトからも確認できます

◀提出・問い合わせ先
子育て支援センター
☎ 45-4332

◆入園できる児童

生後6ヶ月～就学前の児童

※基準日：令和8年4月1日

※0歳児については生後6ヶ月以降

※年度途中の入園は3ヶ月前までに

申込みください。

◆申込期限

12月19日（金）まで

◆必要書類

○施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

○保護者の就労証明書

○マイナンバー確認用紙

（令和7年1月2日以降に転入した場合のみ）

※申請書は町ホームページからダウンロード

または子育て支援センター・福祉介護課の窓口で受取りできます。





建設水道課からのお願い

冬期間の生活に関するお知らせ（除雪・水道）

除雪作業に対するご理解とご協力をお願いします



◆路上駐車は絶対にしないでください

1台でも路上駐車があると、そこから先の除雪作業が行えない場合があります。夜間の路上駐車は絶対しないようお願いします。

◆除雪時の作業音にご理解ください

通勤や通学に支障が出ないよう、深夜から作業を実施していますので、除雪時の作業音はご理解ください。

◆屋根からの雪は各家庭で片付けてください

屋根からの落雪や雪下ろしで道路に雪が落ちる場合は、通行の支障とならないよう各家庭での処理をお願いします。

◆障害物には赤い目印を付けてください

除雪作業により破損する恐れのある構造物などは、赤い布切れなどで目立つよう表示してください。

冬期間の水道使用料と使用上の注意点をご確認ください

◆冬期間の水道料金について

12月分～3月分の水道料金は積雪などにより検針が困難になるため、9月～11月の平均使用水量をもとに算定した概算額を請求します。その後、4月に検針を再開してから過不足分を精算しますので、ご了承ください。

◆冬期間の水道使用的注意点

凍結防止のため、次のことを確認してください。

- ①電熱ヒーターの電源を入れる（電熱ヒーターの点検もしてください）
- ②不凍水抜栓の作動確認を行う（雪による破損防止のため、雪囲いもしてください）
※古いものは新しくしてください
- ③メーターボックスを保温する（メーターボックスに布や発泡スチロールを入れる）

◆漏水の点検について

水道管の老朽化や凍結などにより、気付かないうちに室内で漏水している場合があります。



昨シーズンも凍結による事故が多く見られました。その場合、水道料金が高額になりますので、時々、メーターや家の周りを確認してください。

※漏水を発見した場合は、町指定の給水装置工事事業者か建設水道課に連絡をお願いします。

◆冬期間に家を留守にする場合は…

降雪前に水道メーター休止の手続きを行ってください。降雪後に手続きを行う場合はメーターボックス周辺の除雪をお願いします。

凍結により水道管が破裂したり、凍結防止のために水道を出したままの状態にすると、水道料金に反映され、検針再開時に高額な水道料金が請求される場合がありますので、不凍水抜栓や電熱ヒーターの設置をお勧めします。不凍水抜栓等の設置については、建設水道課または町指定の給水装置工事事業者に問い合わせください。

◆連絡・問い合わせ先

建設水道課 上下水道係 ☎ 45-4534